

第407回山形海区漁業調整委員会議事録

1 日時、場所 令和3年6月1日(火)午後1時30分～同4時23分
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 大会議室

2 報告事項

- (1) 特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))の令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
(2) その他

3 議事

第1号議案

きす刺し網漁業の公示について(諮問)

第2号議案

山形県資源管理方針の変更について(諮問)

第3号議案

令和3管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について(諮問)

第4号議案

山形・秋田両海区入会協定について

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会長 加藤 栄

委員 鈴木 重作、本間 和憲、佐藤 一道、伊原 光臣、佐藤 栄一、
矢口 明子

山形県漁業協同組合総務部指導課

課長

佐藤 健

山形県農林水産部水産振興課

水産行政主査

渡邊 洋子

山形県水産研究所

所長

阿部 信彦

山形県庄内総合支庁水産振興課

課長

加賀山 祐

月峯船長

菅原 雅直

機関長

齋藤 勝三

漁業調整主査

佐藤 由夏

山形海区漁業調整委員会事務局

海区漁業調整主査

大川 恵子

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

事務局 これより第407回山形海区漁業調整委員会を開催します。初めに、会長より御挨拶をお願いします。

会長 6月になりましたので、中型イカ釣り出航の時期となりましたが、聞くところによりますと、各船長はかかりつけ医の方で新型コロナのワクチン接種ができるので、1回目5月にやって、2回目6月5日にやって、6日に出航するという船長さんもいました。けど、聞きますと、多くの船長さんたちは出航までに2回は打てないということで、多くの船長さんは接種をせずに今回イカ釣りの漁に出るしかないという話を聞きまして、まあ優先順位というものがありますが、こういう中型イカみたいにもう6月から行けば、7、8ヶ月帰ってこれないわけですから、そういう人には優先接種してもいいんじゃないかなというふうなことがありましたが、まあそのようなことで、皆さん早く接種を終えて安全に操業できればいいなというふうに考えております。私、個人的には、もうちょっと接種の順番は柔軟な形をとってもらってもいいんじゃないかと思いますが、多くの人にどうしても会わなければいけない仕事の人など当然うつす可能性が高いですし、広げる可能性も高いわけで、もうちょっと柔軟に考えた方がより予防の効果があるのではないかなと、中型イカ釣りの人の話を聞いても感じた次第であります。6月になりましたので、マグロの小型魚、レジャー船による採捕が禁止されます。意外にレジャー船団体の反応は冷静なのですね。ああそうかと。もうとれないのだなということで、何が何でも隠れてとろうなどという人はあまり声は聞こえてこないですね。しょうがないなという話が、結構あきらめムードというか、そんな声が聞こえてきます。それと、これ私1つ質問されて困ったのですが、釣りあげて25キロのものがあつたと。釣り揚げたと、死んでしまったと。でも、放流するというルールは死体も放流しなくてはいけない。そこまではわかったと。人がじゃあ放流した死体を拾ったらどうなるのでしょうかという質問をされまして、私も非常に返答に困ったところなのですけれども、その辺、拾ったものがどうなるのかという点について、水産庁の見解を聞くことができればなと、いうふうに考えています。今日は議題も4件ほどあります。こういった時期ですので、なるべく迅速に会が進みますように、皆様の御協力をお願いします。

事務局 ありがとうございます。次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により、会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。では会長、指名をお願いいたします。

議長 はい、では、佐藤一道委員と佐藤栄一委員、このお二人をお願いしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 では、お二人、よろしくをお願いします。

事務局 報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。

(委員に配布した資料が揃っているか確認した。)

それでは会長、議事の進行をお願いいたします。

議長 はい、それではまず報告事項の方から進めたいと思います。1番目、特定水産資源、くろまぐろ小型魚及びくろまぐろ大型魚の令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてということで、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 報告の1の方の資料を御覧ください。くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについては、前回の委員会で事前にお諮りさせていただき、当初配分に追加して配分された分については全量を山形県くろまぐろ漁船漁業に配分することとさせていただきました。その後、5月14日には農林水産大臣からくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）についての変更の通知があり、報告資料にありますように、変更後の小型魚として16,600キロ、大型魚として14,400キロが示されました。これにより、速やかに小型魚の都道府県漁獲可能量について本県に定められた数量を16,600キロ、知事管理区分に配分する数量について、山形県くろまぐろ漁船漁業を16,400キロに変更し、大型魚については本県に差だけられた数量を14,400キロ、山形県くろまぐろ漁船漁業を14,300キロに変更し、ホームページで公表いたしました。迅速な事務手続きに御協力いただきましてありがとうございました。この報告の後ろに「報告1—参考」という資料をつけさせていただきました。これによりくろまぐろの第6管理期間の全国の管理状況について併せて御説明させていただきたいと思っておりますので御覧ください。

（全国の漁獲状況、譲渡メリット（前年度譲渡した都道府県に対し当初配分の7%を上限として追加配分）及び消化率メリット（消化率8割以上の都道府県に一定の枠を均等に追加配分）について説明）以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いします。昨日か一昨日のニュースで、どこかの県で定置に300キロのマグロが入ったというニュースが流れていましたけど、山形県の場合、300キロのマグロが定置に入ってしまうとただちに放流しなくてはならないという残念な結果になるということですけども。まあ、山形県の定置にそんなに大きなマグロはかからないのでしようけれども。何かありますか。樋口委員どうぞ。

樋口委員 消化率が高い都道府県の追加配分について、第7管理期間、令和3年からということですけども、こちら、例えば山形県ですと、小型魚については90%を超えているので、こちらの措置を受けることができるということによろしいのでしょうか。

議長 はい、それが加わった数字に今回なっています。

樋口委員 これが消化メリット措置ということで、ありがとうございました。

議長 50トン均等に割るとということで、2.78くらいになるのかな。漁獲実績の量に比例ではなくて、頭割りなので、山形県のように比較的割当が少ない県としてはこれをいただくとその分増える率が大きくなるというメリットがあるわけですね。

樋口委員 なるほど、大型魚もできれば次の年この措置が欲しいですね。

議長 そうですね。なかなか難しいのではないですか。

樋口委員 もうあと4%ほど頑張るといけます。

議長 そうですね。他にありませんか。

一同 (特になし)

議長 では、これにつきましては、報告を了承ということでもよろしいですね。

一同 はい。

議長 はい、ありがとうございます。では次に、その他として、報告事項、委員の皆さんからあればお出しただければとおもいますがいかがでしょうか。

一同 (特になし)

議長 では、事務局の方から何かあれば。

事務局 特にありません。

議事

第1号議案 きす刺し網漁業の公示について(諮問)

議長 では、議事の方に入りたいと思います。第1号議案から進めたいと思います。きす刺し網漁業の公示についてということでもあります。これにつきましては、水産振興課の方から説明をお願いいたします。

加賀山課長 それでは資料1の方を御覧ください。(諮問文を読み上げる)

詳しくは担当の佐藤の方から御説明させていただきますので、御審議の方よろしくお願いいたします。

佐藤主査 はじめに、昨年も御説明しておりますが、改めて改正漁業法施行後の許可の手続きの御説明をさせていただきます。

知事許可漁業は、資源保護及び漁業調整の観点から、自由に漁業をすることを本来禁止している漁業を、許可することにより操業することができるものとして、特定の漁業種類を定めております。

改正漁業法が施行されるまでは、旧山形県海面漁業調整規則において、新規に知事が漁業者に漁業許可をする場合は、定数漁業である小型機船底びき網漁業以外は、いつでも許可申請することができましたが、改正された漁業法及び県漁業調整規則が12月に施行されてからは、新規に知事が漁業許可をする際は、操業区域や漁業時期、馬力数や総トン数、隻数、申請期間等につき、この海区委員会に諮ったうえで、県ホームページ等による公示によりその内容を公表することが定められました。

今回、諮問させていただくのは、県漁業調整規則に定める知事許可漁業の刺し網漁業のうち「きす刺し網漁業」の新規許可を行うにあたっての公示して公表する内容になり

ます。

きす刺し網漁業については、現在許可を持っている方の有効期間が今年8月末に満了しますが、その前に今すぐ、新規として許可を受けたいという要望が漁業者からあったため、新規の許可公示を行うこととなったものです。

諮問する内容を御説明します。刺し網漁業については、当県において現在隻数については定数としていないため、(1)表の制限措置に記載している内容に申請者が合致していれば許可を行うこととしております。なお、この内容は、漁業時期、馬力数、総トン数、漁業を営む者の資格等、全て現在許可を持っている方と同じ内容となっております。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、今回希望される方が1隻ですので、1隻として公示を行います。

(2)の申請すべき期間は、漁業者の方が当課に申請いただく期間のこととなっております。規則上は、申請期間は1か月を下らない範囲で定めるとされていますが、その期間だと操業時期を逃す場合などは、海区委員会に諮ったうえで、短縮することができることとされており、今回は、きす刺しの操業時期として、夏にかけてが主な時期であることから1か月未満の2週間を申請期間として設けることとしています。

(3)備考には、許可の有効期間を記載しています。通常の場合は3年間ですが今回は期間中の新規許可のため、現在の許可の有効期間満了と合わせ今年の8月31日まで、としております。

この内容で諮問回答いただければ、県のホームページにおいて内容を公示することとなります。諮問の説明は、以上となります。どうぞよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。では、今の説明につきまして、皆さんの方から御意見、御質問、あるいは修正案等ありましたらお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

議長 私自身がこのきすの刺し網の操業実態がよくわかっていないのですけれども、現在この庄内浜できすの刺し網をやっている船の実数としてはどのくらいあるのですか、だいぶ減ったという話は聞いたことがあるのですが、もしお分かりの方であれば。

池田会長代理 きす巻は、酒田は1隻だけ。

議長 そうですか。

池田会長代理 あと、吹浦はまき刺しの方は廃業したはず。

議長 海区の委員の方でされている方はいませんか。どんな網を使うのでしょうか、見たことがなくて。

鈴木委員 目合いはだいぶ大きくなったとは聞いています。

議長 そうですか。

鈴木委員 素材はテグスで。あと、加茂に1隻か2隻、いますけど。ほとんど商売にならないと思いますけど。

議長 水揚げする一人に声をかけたことがあって、たらいに1つくらい入っていて、これは多いのですか、少ないのですかと聞いたら、こんなんじゃ商売にならねえと言われたことがあります。あれは、かけ方も特徴があるのでしょうか。くるっと巻くようにやるのですか。

鈴木委員 刺して、巻いて、網をしぼめて、しぼめるとそのしぼんだ網にかかるというそういう漁法です。

議長 通常の刺し網とはちょっとやり方が違うわけでしょう。

鈴木委員 はい、違います。あえて言うならば、巻き刺し網といいですか、追い込み刺し網といいですか、そんな感じの操業形態です。

議長 栄一委員どうぞ。

佐藤栄一委員 公示して、その後の流れってどうなのですか。

議長 説明できますか。

佐藤主査 ホームページで内容を公示するときは、ホームページ上で申請を受け付けるということではなくて、今までどおり、漁業者参加から申請期間に紙ベースで今までと同じように申請書を出していただければ、許可するという流れになります。

佐藤栄一委員 漁協は関係ないのですか。

佐藤主査 うちで必ず漁協を通してくださいとは言っていないのですが、まあ今までの流れであれば、漁協の方を通じて漁業者さんが欲しいという話も来ているものですから、漁協の方を通してくるのだろうなどは思っております。

議長 まあ、漁協を通すので、1隻しか上がってこないとは思いますが、万が一希望者が2隻になったら、そこは漁協のフィルターで1隻にするのか、それとも2隻挙げてもらって、より適格性の高い人に許可を出すことになるのかということもあるのですが、漁協を通すので、そういったものも調整されるのでしょうか。漁協を通す義務はないわけだから、1隻が漁協経由で1隻は直接ということもありうるわけですよね。

佐藤主査 資格に当てはまる方、漁協が知らないでYM持っている人が挙げて万が一ということとはあり得ます。

議長 もしも複数になったら、そこはより有効に海面を利用してくれる人に許可を出すことになるのでしょうか、理屈としては。

佐藤主査 くじで決めるということになります。

議長 くじになるのですか。

佐藤主査 そうです。

議長 そうなのですか、それは内容を審査せずに、単純にくじなのですかね。

佐藤主査 どちらもこの資格を持っているということであれば、規則上そうなります。

議長 そうですか、なるほど。樋口委員どうぞ。

樋口委員 刺し網漁業のこちらの資料の許可の有効期間というのと、(1)の漁業時期というものと許可の有効期間が8月31日までということは、8月31日で漁をやめなければいけないのですか。

佐藤主査 許可証としては、8月31日までで切れて、また必要であれば手続きをすればまたそこから3年間の許可をもらえるということです。

議長 有効期間がそもそも8月31日までしかないの、一旦そこで終わりということです。これ元々の許可の残存期間が8月31日までなのでしょう。

佐藤主査 今持っている方の許可自体が平成30年の9月1日から始まっているので、で3年間ということで、令和3年の8月31日までの3年間で満了します。で、それに合わせて新規の方も途中でその方だけそこから3年間というのは管理上も訳がわからなくなるので、合わせて有効期間は8月31日までとしています。漁業時期については、この許可で操業できる時期ということになります。

議長 議員さんの補欠選挙と同じで、残存期間ということです。

樋口委員 じゃあもし新規参入があった場合でも公正な条件の下で審査できるもので8月31日までで一回漁業許可が終わる、有効期間を切っているということですね。

佐藤主査 そうです、規則の方でも3年間ということで、刺し網の許可は入れておりますので。

樋口委員 ありがとうございます。すみません、あともう一つなのですが、許可又は起業の認可をすべき船舶の数というのは、実際にその登録されている船舶数から算出されたことをおっしゃっているのか、これって例えば新しくもう数隻人が出てきたときに増える可能性は？

佐藤主査 可能性はありますね。資格に当てはまる方がそういう希望があった際には公示を行うということになります。そもそも改正前についても特に隻数を制限しているものではありませんでしたので、この内容に合致した方であればこちらの方でも新規に必要な時に何隻ということで、公示をする流れになります。

樋口委員 では(1)は新規にということですか、刺し網漁業のこの資料で審議されているものについては。

佐藤主査 そうですね、新規の許可になります。

樋口委員 ありがとうございます。

樋口委員 ちょっと勘違いしているかもわからないのですが、(1)の内容というのは、既に何かしら希望があったものをとったことによってできているということですか。

佐藤主査 希望をとったと言いますか、改正前から許可を出す際に様々な制限とかそういったものがありましたので、改正する際に、今持っている許可の方と整合性がとれないような許可の内容にはできませんので、その辺を踏まえた上で、昨年12月1日のときに新規に制限措置を設定しましたので、それと同じ内容にはなっております。

樋口委員 はい、ありがとうございました。

議長 それでは、これにつきまして、この答申案について、当委員会としては特に異議はないという意見ということで、よろしいですね。

一同 はい。

議長 では、そのように答申させていただきたいと思います。

第2号議案 山形県資源管理方針の変更について（諮問）

議長 次に、第2号議案、山形県資源管理方針の変更についてということで、これもまた同様に諮問案件になります。それでは、これにつきまして水産振興課の方から御説明をお願いいたします。

加賀山課長 それでは、資料2の方を御覧ください。（諮問文を読み上げる）詳しくは担当の方から御説明させていただきますので、御審議の方よろしくをお願いいたします。

大川主査 では御説明させていただきます。漁業法の改正に伴い、資源管理を行っていくために定めることとなった都道府県資源管理方針についてでございます。今回、令和3年7月から管理期間が開始となります「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」、「ずわいがに日本海系群B海域」について定めるため、変更案を諮問するものです。諮問文のあとのページに新旧対照表を、そのうしろに溶け込み版の変更案を載せておりますが、新旧対照表の方をごらんください。

山形県資源管理方針としまして、第1～第7までは変更ございません。第8としまして、個別の水産資源についての具体的な資源管理方針、こちらが変更になります。特定水産資源についての具体的な資源管理方針は別紙に定めていくこととなりますので、今回あらたに別紙1-7まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、別紙1-8ずわいがに日本海系群B海域を定めることとなります。そのため、第8には別紙1-1まあじから別紙1-8ずわいがに日本海系群B海域にまでにそれぞれ定めるものとする、と変更する案としております。

なお、ここに定める特定水産資源の名称については、国の基本方針で定めているものとなります。本文はここまででございます、次に別紙の説明に続きます。

別紙1-7としまして、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群と定めます。そして、第2としまして、知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法でございますが、1 山形県さば類漁業としまして、山形県でまさば及びごまさばをとる漁業を総じて「山形県さば類漁業」として定めております。

(1)として、当該知事管理区分を構成する事項でございますが、①の水域としまして、②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域、これを山形県さば類漁業の水域とします。②ですが、対象とする漁業としまして、漁業法第60条第3項に規定する定置漁業、これは定置漁業権に基づき営む定置漁業のことです。以下「定置漁業」といいます。そして、漁業法第60条第5項第2号に規定する第2種共同漁業のうち、さけ、ます、ぶり、たい・ぶり又はあじ・たなご小型定置漁業、こちらは共同漁業権に基づき営む小型定置漁業です、以下、「小型定置漁業」といいます。県内でさば類の多くがこの定置漁業と小型定置漁業の2つの漁業で採捕されるため、特出しして記載しています。そして、その後ろに続きますが、その他山形県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある漁業者がまさば及びごまさばを採捕する全ての漁業、と定義づけることで県内の全ての漁業でまさば及びごまさばの採捕について報告が義務付けられることとなります。漁業法に基づきそういった書きぶりとなっています。

③の漁獲可能期間は周年です。

(2)漁獲量の管理の手法等ですが、当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする、としました。具体的な知事管理区分の漁獲可能量は議案の3に出てきますが、山形県への配分は具体的な数字ではなく、「現行水準」です。そのため、現行の水準で管理する内容としています。

第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準ですが、現行水準なので、具体的に分けるものではないため、山形県さば類漁業に全量を配分するという書きぶりにしています。

第4の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項ですが現行水準ということで現行の漁獲努力量を増加させないことを求められるものです。先ほどお話ししましたとおり定置漁業及び小型定置漁業で多くを採捕する漁業でございますので、先に定めております別紙1-1のまあじ、別紙1-2のまいわしと同様の内容としております。

第5としまして、その他資源管理に関する重要事項ですが、今は特になしということで記載しております。

次に、別紙1-8としまして、第一特定水産資源をずわいが日本海系群B海域と定めます。そして、第2としまして、知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等でございますが、1 山形県ずわいがに漁業としまして、山形県でずわいがにを採捕する漁業を総じて「山形県ずわいがに漁業」としております。

(1)として、当該知事管理区分を構成する事項でございますが、①の水域としまして、②の対象とする漁業が、ずわいがにの採捕を行う水域、これを山形県ずわいがに漁業の水域とします。②ですが、対象とする漁業としまして、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第70条第2項に規定する小型機船底びき網漁業のうち同第72条第1項第1号に規定する手繰第一種漁業及びその他山形県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがにを採捕する全ての漁業としております。漁獲の多くを占める漁業が手繰第一種漁業ですので、特出しして記載するとともに、県内の全ての漁業でのずわいがにの採捕について報告が義務付けられることとなります。

③の漁獲可能期間は周年です。

(2) 漁獲量の管理の手法等ですが、ずわいがににつきましては、国から都道府県別漁獲可能量の配分が具体的な数字で示されるものとなっております。そのため、当該漁業区分につきましては、漁獲量の総量管理となりますので、そのように記載しております。報告に係る期限については、①は②に規定する場合をのぞいて、当該管理期間中は陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで、②として、知事が漁業法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までは陸揚げした日から3日以内としております。この漁業法第31条の規定に基づく公表とは、都道府県知事は知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該管理区分にかかる知事管理漁獲可能量を超える恐れがあると認められるときは当該漁獲量の総量等を公表する規定となっておりますが、その規程に基づく公表のことで、すので、漁獲量が枠上限に差し迫ってきたときには、陸揚げから3日以内に報告するということになります。

第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準ですが、山形県さば類漁業に全量を配分するという書きぶりにしています。

第4のその他資源管理に関する重要事項ですが、1、知事管理区分の漁獲量の公表についてということで、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として漁獲の推移に応じて判断する、としております。漁業法第31条の規定というのは、知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該管理区分にかかる知事管理漁獲可能量を超える恐れがあると認められるときは当該漁獲量の総量等を公表する規定でございます。

山形県資源管理方針の変更案につきましては、以上でございます。

御審議どうぞよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ちなみに、昨年度までは別紙の1-1から1-6までであって、今回1-7と1-8が加わって、2魚種増えたということですか。

大川主査 はい。

議長 その増えた理由というのは、国の方の基本方針の変更によってということですか。

大川主査 そうです。

議長 はい、ということで、それを前提に、皆さん御意見、御質問、あるいは御提案等ありましたらお願いいたします。

鈴木委員 くろまぐろの資源管理ということで書いてあるのですが、その資源管理の中に、以前からレジャー船による漁獲を相当問題視していたと思います。今日のあいさつで、水産庁の方針でしようがないという言葉も出てきたという展開だったのですが、しようがないというのが守るという意味なのか、どうなのか、それが1点と、もし守れない人が出てきたり、守れない事例が頻繁に出てきた場合、じゃあ山形県としてはどう対処するのかを教えてください。

議長 まず、今のレジャー船の話、今回の広域漁業調整委員会の委員会指示に基づいて、レジャー船は6月1日から小型魚をとることができなくなったということはだいぶ知れ渡っているようでして、とりたいけど国がダメというのだから、しようがないねというふ

うな雰囲気であえてそれに反対してとってやるぞというふうな動きは見えないという意味で私は、今、レジャー船の人たちの受け止め方を紹介したのですが、ただ、何でというふうな疑問は皆さん持っているようでした。疑問は持っているのだけれども、国がそう言う以上はしょうがないなというような考えでした。それと、これは会議で誤解なのだけれども、海上保安部が、船が帰ってくると一種の臨検みたいなことをレジャー船に対してやっていますよね。今度それで戻ってきた船の漁獲物を海上保安部が調べるのかと、いうふうな質問があったりしました。調べないという保証はないのだけれど、海上保安部はおそらく航行安全という観点からいろんな調査をしているので、たぶん釣りに戻ってきたレジャー船に対して、いろんな調査とか聞き取りとかするとき、おそらく漁獲物のことは聞かないのではないの、と私は回答しましたけれども、そんなふうな疑問とかを持っている船主はいるようでした。じゃあ保安部がやらないのだったら、水産振興課の方で、我々の漁獲物を検査することをやるのかと、いうふうな質問がありましたので、それについては私の方としては情報がわかっていないので、何とも言えませんという回答はしておきました。レジャー船団体の会議での話なのですけれどもね。ということで、一応私の方からは、レジャー船の人たちには、県が独自の検査を、例えば、戻ってきた船のそれこそクーラーの中身を調べるようなことをするかどうか私はわからないという回答をしておきましたけれども、そんなことも関心事のようではありませんでした。そんな中で、30キロ未満の間違ってかかったものが死んでも放流する、じゃあ死んだものを放流したものを拾ったらどうなるのだというような質問もその中で出てきたことなのですが、ちょっと私の方でも県の方は調査、それを実際にどうやるかということについては私の方でも情報を得ていませんので、それは水産振興課若しくは事務局の方で何か情報等、今鈴木委員の質問に対して答えられるような材料をお持ちでしたら、御紹介いただければと思います。それはいかがでしょうか。未定ですか。今日から6月になったのですけれども。

大川主査 釣具店や安協さんなどのいろんな団体に周知活動は4月、5月、させていただきましたが、その中で実際現場に行ってみたりしたほうが良いという御意見なども伺いましたところですが、水産庁の方の広域委員会の指示なので、こういった意見が出てい、現場で巡回をするとかそういうことをいろいろ提案を受けているのだけれども、それについてどうなのだとということで、水産庁にお聞きしたが、これといって今お話しできないというふうに言われまして、都道府県の方には、注意喚起はしてほしいだけれどもという話で、濁されたようになり、実際水産庁の方で出している広域委員会指示だということで、周知はしているが、わからない人がいるので県の水産課の方に通報があるだろうということで、例えば通報があった場合にどう対処すればいいか、併せて水産庁にお聞きしたところだったので、具体的な話はできないので、通報があった時にその都度水産庁の方に連絡をしてくれということで話があったり、ちょっと具体的な話、指示がないので、場当たりの通報があったら都度水産庁の方に連絡するというのをまずやってくれということでお願いはされたところでした。ちょっとほしい情報になってないかもしれませんが、水産庁との間の話については、そういった話があるのみです。

議長 補足しますけれども、たぶんまぐろを釣りに行く船の大部分が所属しているのが、酒田小型船舶安全協会なんですけれども、会員数が600名近くいて、保有船舶数も500くらいありますけれども、もうすぐ6月の初旬くらいに定時総会があるので、定時総会の招集、それから定時総会の資料、それと一緒に今回水産振興課の方からまぐろの採捕に

関する委員会指示の内容について説明したパンフレットをいただきましたので、それを全会員に総会資料と一緒に同封してもらうすぐ送付しますので、今週中くらいには全会員のところに資料が届くはずで、なので、総会資料の届いた封筒を開ければそれに書いてありますので、全会員にはそのことは周知される予定です。周知されたものがどこまで守られるかはまた別問題なのですが、それについてどうやって守ってもらうのだということの担保があるかということが今の鈴木委員の質問だったと思うのですが、それについて県はどう考えているのだという質問だと思うのですが、今のような、県のまだはっきりと方針が定まっていないという今の説明だったと思うのですが、それについて鈴木委員の方から何かさらにあれば。

鈴木委員 まず、基本水産庁の方針が出たということで、周知徹底というのは当然必要な行為であって、ただ、まぐろの問題が始まってから水産庁にも言っているが、今回の漁獲してダメという方針は出しました。これを実際使うのは地方、地域。だから、水産庁が何と言っても、いやいやうちは規制を立てましたよ、それをうまく使っていくのはあなた方でしょう、そういうことを言う担当者もいます。だから、要はこれを我々がどうやって使うかということを経元で議論すればいい。議論しないとそれは絵にかいた餅になる。だから、絵に描いた餅が常態化して、あとそれはあってもないような規則になるわけ。今まで山形県にはそういうシステムが5万とありましたよね。だから、これを実行に移すために規制を図りました、海はみんなのものだし、使ってもいい。ただ、そこには最低限のルールとマナーがあってもいいはずだ。だから、ルールとマナーを守らせるために、当然そこには鮎と鞭が必要だし、じゃあどうやって使うのかみんな議論して実効性のある国の方針を山形県バージョンでもう少し深めた使えるシステムにしてもいいと思う。じゃあそのためにどうするか、海面利用協議会でも開いて、どうやって使うか、どう守るか、酒田安協のメンバーがみんな守るのであれば、安協に入っていない人には、例えばレジャー船の許可をあげないとか、例えばですよ、それくらいの厳しいことをしても俺はいいと思う。

議長 レジャー船の許可じゃなくて、県の方の係船許可ですよ、それは。

鈴木委員 その辺は、間違いました。だから、そういうような行動を同時進行にしていかなければ俺は実効性のあるシステムはできないと思います。だから、山形県としてはどうするのですかと聞いているわけです。

議長 今、実際、安協に所属しない人にも県が係船許可を出すシステムになっているので、酒田安協としては、前から港湾事務所の方には安協に属さないような船は係船許可を出さないでほしいということを実はお願いしているのです。ただ、なかなか県の方は安協に入ることは義務ではないので、安協に入った人にしか係船許可を出さないということではできませんという回答はもらっていて、安協と港湾事務所の方でそこはたびたび議論になっているところですが、なかなかうまくいかないというのが実態です。

それから、山形県独自で何かできないかということについて、今の海面利用協議会などを開催して周知徹底するというのも一つの方法かと思えます。特にあれは遊漁船業者の団体が来ますからね。実際は遊漁船はほとんど獲っていると思われるので、海面利用協議会を利用するというのも一つの方法だと思えます。それから、私が個人的に思っているのは、去年あたりはまぐろを一人何本も釣ってしまうものですから、当然一人で食えるわけじゃないですよ。当然市場に出すことも考えられるわけですね。だから、漁業者以

外の人が持ってきたまぐろを漁協の市場はもちろんのこと、仲卸の人たちも引き取らないでほしいということを県の方から漁協と仲卸に要請すると、というようなことも私は1つの方法なのではないかなということ全国の会議で話したことがあるのですが、検討に値すると水産庁は言っていました、やるとは言ってもらえませんでした。それは山形県独自で仲卸の人たちにとらないでくださいねというようなことをお願いすることは可能かもしれないし、それだと、わからないですが、例えばまぐろを1本釣ってどこかのお寿司屋さんに持って行って買い取ってくれというようなことがあるかもしれないので、実際寿司屋に釣った魚を買ってくれということで持ち込むというのはいるのですよね。なので、そのある程度大きな規模のお寿司屋さんあたりにそういった釣りが持ってきたマグロは買わないでくれというようなことをお願いするというような方法、そういった方法も一つはある意味有効なんじゃないかなと私は思っていました。あともう一つは、強制調査の権限はありませんが、県の職員の方が、だいたいまぐろをとっている船は決まっているのですよね。その帰港時間を待っていて、帰ってきた船の人に今日何が釣れましたか、どんなものが釣れましたか、もしよかったら見せてもらえませんかというような声掛けをする方法が実は有効なのではないかなと私は個人的には思っています。要は、まぐろを釣って帰ってくる連中というのはでっかいクーラーを持っていますから、それを軽く持ってくるか、重そうに持ってくるか、中に入っているかどうかというのはだいたいわかりますからね。だから、県の職員の人たちに強制の調査の権限はないのだけれども、任意の調査、協力をお願いするというので、帰港してくる過去にまぐろの実績があったような船に一応質問とか聞き取りをするという、あくまでも任意のですよ、強制権限がないのでね。でもそれだけでもだいぶ、県の方が事情を聴きに来るぞと、持ち帰れないよねと、というようなことがある程度広がるのだとすれば、それはそれなりの効果があるのではないかなと私は個人的には思っています。ただ、それについては県の方でやるかどうかということと、やれる体制があるのかという問題がありますけれどもね。というふうに私は個人的には考えていますけれども、そういったことについては、鈴木委員から何か具体的な提案があればお願いしたいと思います。

鈴木委員 提案というか、実現可能なものから、順次協議して行って、規制というルール作り、県のルール作りをしていく作業をしてくださいという。

議長 ルールの実効性を高めるということでしょう。

鈴木委員 会長も言うように海面利用協議会で、それと同時進行に係船許可等々の規制なり何らかの改正もどうかということ働きかけてもいいとは思いますが。要は、できましたよ、守ってくださいよというのが、守れる人が多いけど、守れない人が何人かあればそれが守れないルールの象徴になるものだから、その人に守らせるために動いてほしいと思います。

議長 やったもん勝ち、とったもん勝ちになっては困るということですね。

鈴木委員 はい。

議長 この点について皆さん、御意見あれば。一道委員どうぞ。

佐藤一道委員 確認まで、今現行だと、広域漁業調整委員会指示違反になる？

議長 はい、だから一応罰則はありえます。

佐藤一道委員 その規則的なものは例えば、1回は途中とか、2回目は実行するとか、そういった手順というのは決まっているのですか。

議長 それはもう都道府県の委員会指示の違反と同様の手続きで最終的には処罰もあるということになっています。ただ、難しいのは、違反をどう確認するかというのが難しいわけで、沢山の船が沖に出ますので、1隻1隻追いかけていくわけにもいかないわけですよ。追っかけると言ったら月峯しかないわけですから。だから、沖で実態調査というのは、実際は正直難しいと思うのですよね。だから、持ち帰ったところをチェックする、強制的ではないのだけれど、調査・協力依頼をして、持ち帰ったところをチェックするというのが、私は実はかなり有効なのではないかなと、個人的には思っていますけれどもね。

佐藤委員 取締り目的で調査というわけにはいかないという案件の中でも、やっぱり、発覚した場合とか、たまたま偶然見つけることができなくなった場合、県としての対応というか想定していることはあるのですか。

議長 それは県に見解を伺いたいなと思っていたのだけれど、その辺は県の方はいかがですか。

加賀山課長 はい、その辺は先ほど大川からもありましたが、見つけた場合どういう対応をすればいいのですかということを含めて水産庁の方に、担当レベルではあるのですがぶつけさせてもらったわけですが、なかなかそこはきちっとしたものはもらえなくて、我々も実はどうしたらいいかわからないところがあるというのが正直なところ。ただ、同じように委員会指示であって現場の方の対応というような話になるのかなというふうに思っていて、そういう話にもなるのかなというつもりでいたのですが、まあそういう回答が出なかったものですから、じゃあどうしたらいいのかなというところがあるのですけれども、引き続きちょっとその辺は県として考えなければならぬかなとは思っているのですが、まだちょっと情報も少なく、検討しきれていないということで、今のところまだ決まった方針というのは持ち合わせておりません。周知徹底の部分は明らかに水産庁の方からお願いされている部分があってしてきたところであります。だからといって今までにやったからそれは不要かというのそういうことではないと思いますので、先ほど会長の方からも周知いただけると聞きましたし、機会を捉えてそういうことはしていこうと思っています。申し訳ありませんが、まだ取締りの方に関しては方針も定まっていない状態になっています。

議長 私、一番手軽にできるのは、仲卸、若しくは大きな飲食店、そういうところに釣り人からのまぐろを買わないでくれと、一応違反のものだからと、いうゆうなことの要請は意外とできるのではないかなという気がするので、そういったことも、要するに手間が少なくなおかつ容易にできるもの、早くできるものについては、一つ一つやっていってもいいのではないかなと私は思っています。この分は協力要請ということですがけれどもね。そういったことから一つ一つやっていけばいいのではないかなと私は思っていました。

大川主査 先ほど、会長がおっしゃった、市場に協力依頼ということについては、先日もすけれども、水産庁の方から市場関係者の方に協力依頼ということだと思いますが、文書の発出がありました。

議長 そうなのですか、水産庁から。

大川主査 はい、水産庁から出しています。全国の組織に出したので、その下の方に伝わっていくということだと思いますが、市場関係者に通知は出しているということです。

議長 市場関係者というのは、公設市場と公設市場の買参人に通知がいくということなのかな。

大川主査 最終的にはそういうことになると思います。

議長 山形県だったら、公設市場から漁協に行って、漁協から登録買参人に通知が行くということ？今日は漁協は来ている？

事務局 今日は欠席です。

議長 漁協の実態がよくわからないけど。もう通知はいったの？

大川主査 通知は数日前にいったと思います。

議長 当然公設市場だったら漁協にいくわけだよな。

大川主査 そうですね。

議長 そこから買参人の名簿にバーツと出せばいいと思うけどね。そんな話って私はまだ聞いていないけどね。

池田会長代理 魚では、漁協と、日本海と、丸魚と、3者くらいだろう。結局、組合が日本海や丸魚さんについてこういうものがと言うわけではないと思う。

大川主査 少しタイムラグは生じているかなとは思いますがけれども。全国団体の方に出して、そこから。

池田会長代理 県の方で、組合や今言った日本海とかそういうところにこういう協力依頼が出ましたから遵守してくださいと持って行って初めてこういうのだなと、漁協に持って行ったって、漁協が日本海などには依頼しないと思う。

議長 それしなかったら意味ないですよな。

池田会長代理 だから、県の方で水産庁からこうやってきたのでこうやって協力をお願いしますと行くのが一番きくのだ。

議長 まあ水産庁も漁協に出しっぱなしの可能性があるので、そこを県が漁協から登録買参人に全部それぞれ必要部数印刷して周知徹底するようなことを漁協に指導するなりアドバイスするなりすればうまくいくかなという感じなのではないですか。

池田会長代理 個人の魚屋さんなんかには組合の仲買人になっていけば、県からこうやって水産庁のものが来たから買わないようにとか、組合から文書を出せると思う。ただ、組合は個人にはやれるけれども、大きい日本海とか市場を持ってやっている人たち、誰が持って行っても引き取ってくれるところには、県でやらなければ、何もする手立てがない。

大川主査 その件についてはいろいろ確認していきたいと思います。

議長 まあ、まぐろは別として、よく飛島にいてメバル50キロ、100キロ釣ったなんて連中がいるのだけでも、あの連中は大抵直接マルエスに持って行ったり、買い取ってもらったりしているようです。ただ、たぶん同じルートがまぐろでも可能なのだと私は思います。

まぐろのことは皆言わないけど、メバルのことはよく言いますよ。今日何十箱出したなんていう話がありますから、それで稼いでいる人はいますので、だから、やっぱり池田委員が指摘したような点を県の方で水産庁からの通知が来たのだったらそれが末端までいきわたるように県の方で面倒をみないとなかなか漁協単体では、わかりました、うちの市場では扱いませんよ、で終わってしまうかもしれないので、そういったことが必要かなというふうに思います。それも早くやらないといけなかなと思うのですよね。実際、まぐろとっているのは6月がピークでしょう、毎年。後はドーンと下がりますので。ただ、去年だって1隻で何本も釣ってくる、十何本釣ったなんて船もありましたからね、1日で。十何本もとってきて、自分で食えるわけがないのですよ。絶対どこかに売りに決まっているので、そこはやっぱり止めないことには取締りの実効性が上がらないということになるのでしょうかね。あとは、本当はさっき言ったように、帰港してきた船のアンケート調査じゃないけど、任意の質問をして、協力依頼というようなことをすると、実際はかなり抑制力になるのではないかなという気がするのですけれどもね。ということですが、まず今日はくろまぐろの方ではなくて、さばとずわいの方なので、鈴木委員、とりあえずいいですか。

鈴木委員 はい。でも、一言だけいいですか。返事はいらないけれど、課長はさっき水産庁のと言っていたが、水産庁はあくまでもダメということをやただけで、これを使うのはたぶん地方だから。これをどうやって使うか、俺は犯人捜しをするわけではないし、犯罪者を作れと言っているわけではない。だから、皆さんでルールや規制を守って海を使うためにはどうするかを、山形県バージョンで作れと言っている。国はいろいろ言っているけど、各地方があまりにも漁業形態から思想から多すぎて、漁業をコントロールできないがゆえに、国でやる管理を地方に任せる。地方に任せる管理だと、グループで管理を県管理になったという経緯があるから、だから、あくまでも自分たちがこの海を有効に使うという観点で、大変失礼かもしれないが、水温しか測れない月峯をもう少し使うとか、だから、山形県としてはどうするのか、そこをもう少し議論していかないと何ら規制があってもそれは守れない規制、守られない規制、というのが常に常態化するということはすごく危惧しますので、その辺を頭に入れながら委員会から出された考え

を、どこをどう使うか、使えるのかということも加味しながら、考えて、次の委員会までどうすればいいかを提案してください。わかりましたか。

議長 鈴木委員からの要望ですけれども。

加賀山課長 県の問題もあるかもしれませんが、水産庁との調整もどうしても必要な部分が出てきますので、引き続き、漁調とも調整しながら、今個人的なというのもありましたが、アドバイスをいただきましたので、そういったものを踏まえて検討させていただきたいと思います。

議長 できれば、次回の委員会に、実際守られているのか、それとも相当数の違反があったようならばそういったこともわかれば教えていただきたいし、私どももレジャー船団体の方のいろんな情報ルートを持っていますので、違反者がいたようなのか、いないようなのか、それについても情報が入ったら、次回報告したいと思います。じゃあ、まぐろは一応この程度にして、肝心のまさばとずわいがにの件なのですが、これについては何かありますか。一つ私が質問していいですか。要するに、山形県沖にいるさばというのは、全てまさばに関しては、対馬暖流系群と呼ばれるものだけなのですか。ほかの系群のさばというのは山形県にはいないのですか。その辺知識がないので、もしおわかりでしたらお教えいただきたいと思うのですが。研究所の方が御専門かと思いますが、いかがですか。

阿部所長 日本海側は対馬暖流系群として資源管理では分けられております。

議長 この対馬暖流系群のまさばというのは、だいたいどのあたりまで行くのですか。

阿部所長 日本海側の北海道まで回遊しております。

議長 それは全部対馬暖流系群になるのですか。

阿部所長 はい。

議長 では、山形県沖のものは全部これということになるのですか。

阿部所長 そうですね。

議長 そうですか。金華山沖のさばなどは有名ですが、あれはあれで別の系群の名前が付いているのですね。

阿部所長 はい。

議長 なるほどわかりました、ありがとうございます。この資源管理の変更についての件は、まさばとずわいがにの案件なのですが、これについて御意見等ありましたら。

議長 そもそも山形県でまさばって年間どれくらい漁獲があるのですか。もしわかれば教えていただきたいのですが。

大川主査 統計的にはまさばとごまさばが合わさった集計になっているのですが、分けていないので。多いときで、10トンほど、少ないときで2、3トンほど。

議長 2、3トン?そんなものなのですか。

大川主査 はい。

議長 ちなみに、山形県のさば類といいますか、漁獲というのは近年横ばいなのか、減少傾向なのか、上昇傾向なのか、それはわかりますか。

大川主査 ちょっと傾向的にどうというのはわからないのですが、年によってかなり違っておまして、過去5年くらいのは、2015年で4.5トン、2016年で3トン、2017年で2.8トン、2018年で3.8トン、2019年で10トンほどということで、結構年によって違うのですが、この5年平均ですと5トンほどということになります。

議長 そんなに少ないのですか。

大川主査 そうですね。なお、定置で8割ほどの漁獲となっていますね。

議長 さばって大衆魚だからもうちょっとたくさん獲れているのかと思ったけれど、そうなのですね。その辺につきましては、あんまり漁獲実績もないようですので、何もないようであれば、この諮問内容に対しては特に問題なしというようなことで答申したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

一同 はい。

議長 はい、では、これについてはそのように答申したいと思います。

第3号議案 令和3管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について(諮問)

議長 次に、第3号議案にいきたいと思います。令和3管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量についてということで、これも諮問案件になりますので、これにつきましては水産振興課の方から御説明をお願いいたします。

加賀山課長 資料3の方を御覧ください。(諮問文を読み上げる) 詳しい説明は大川の方からさせていただきますと思いますので、御審議よろしく申し上げます。

大川主査 諮問文をめぐっていただきまして、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度における数量を定める案をお示ししておりますので、御覧ください。知事名の後の方に具体的な内容について記載しておりますので、ご覧ください。

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度、こちら令和3年の7月1日から令和4年の6月末日までの期間をいいます、この令和3管理年度における数量漁業法第16条第一項に定める数量は次のとおりとするをいたしまして、1として、都道府県別漁獲可能量について、農林水産大臣から本県に定められた数量でござ

いますが、量が少ないということで、現行水準ということできております。2といたしまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県さば類漁業で現行水準として定める案としております。さば類については以上でございます。

資料の方をめくっていただきますと、ズワイガニについて定める案となっておりますので、ご覧ください。やはり知事名の後になりますけれども、ずわいがに日本海系群B海域に関する令和3管理年度における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとするをいたしまして、1として、都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量でございますが、57トンでございます。2といたしまして、知事管理区分に配分する数量でございますが、山形県ずわいがに漁業に対して57トン配分いたしまして定める案としております。

案につきましては以上でございますが、資料3参考として、国の水産政策審議会資源管理分科会の資料を当日配布資料としてお配りしましたので御覧ください。令和3年度漁期のまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群のTACは国全体で178,200トンとなっておりますが、本県はこの5年で漁獲が多いときでも10トンほど、少ないときで数トンで非常に少ないため、現行水準となっております。

また、令和3管理年度ずわいがに日本海系群B海域漁獲可能量の設定及び配分についてということで、記載がございますが、資料の下の方に、参考2として当該海域のTACの推移がございます。令和3管理年度は510トンということで、令和2管理年度の610トンより100トン少ない数量となっております。510トンのうち、過去3年平成29年から令和元年までの3年の漁獲実績の比率に基づいて大臣管理区分と都道府県別の配分が出力されております。一番後ろに全体510トンのうちの分け方が載っておりますが、漁獲実績に基づいた配分ということで山形県では57トンとなっております。なお、留保の方は40トンありまして、もし不足が生じる恐れが出た場合は留保から放出する仕組みとなっております。御説明は以上です、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。今の説明について、皆さんから御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。これ見ると、山形県のさばですが、山形県の水揚げが比率としてはものすごい小さいのだとよくわかりましたけれども。ちなみに、対馬暖流系群でたくさん漁獲を揚げている道府県はどのあたりなのでしょう。あまりに山形県の比率が少なくてちょっとびっくりしているのですが。

樋口委員 19ページの資料を見ると、長崎県とか、熊本県。

議長 そうですね。さばというと、意外と冷たいところにいるイメージなのだけれど、暖かいところにいるんですね。九州・山陰であらかた獲れているということ。

樋口委員 福岡、佐賀、熊本はそんなに獲っていないですね。

議長 太平洋になると、今度は三陸や青森、八戸なんかは大量に獲れるところですけどね。その感覚で行くと何で山形県結構寒い地域じゃないのかなと不思議なのだけれど。ちなみにさばって東南アジアにもいますよね。私、知らないでさばの缶詰買ってきたら、いつか食べてすぐくまづかったので、なんだこれはと思ってみたら、ベトナム産なのでした。ベトナムで日本の水産会社を作っているのですね。もう一つはタイでした。

樋口委員 タイは見ますね。

議長 もう、タイとベトナムのさば缶がスーパーで売られているという。で、国産のさばを使ったさば缶を買おうと思ったら、今1個200円ださないと買えないということが最近わかりましたね。200円くらい以上出すと国産のさばが食べられて、100円台だと、どうも外国のさば缶が売られているということが最近やっとわかって、原産国を見なきゃいけないなと最近認識しました。

樋口委員 さば缶ブームがあって、結構売れるように・・

議長 そうですね。さば缶ブームがあって、売り上げ増えたのですよね。足りないからアジアから輸入しているのかもしれませんが。ただ、食べると明らかに味が違うのですよね。あと、ベトナム産とタイ産はこれからは買いたくないなどは思って、この間はよく見て国内産を買ってきましたけれどもね。これについて、何か御意見とかありましたら。

一同 (特になし)

議長 よろしいでしょうかね。さばに関しては山形県にとっては切実な状況ではないようですので。ずわいの方については、池田委員よろしいでしょうか。

池田会長代理 はい。

議長 はい、では3号議案につきまして、特に県の諮問内容について異論のないということであれば、適当であるという内容の答申を行いたいと思いますけれども、皆さんよろしいでしょうか。

一同 はい。

第4号議案 山形・秋田両海区入会協定について

議長 はい。では続きまして、第4号議案、例年締結する、山形・秋田両海区入会協定について、これについては事務局の方より説明をお願いします。

事務局 資料4を御覧ください。秋田・山形両海区ではごち網漁業の入会協定を結んでおります。こちらの資料にお示ししましたように、協定について協議書が届いております。協定の中身については例年と変わりございません。ごち網の入会につきましては、平成15年から双方の入会許可の実績はありませんが、両海区の友好関係を保つ意味からも協定締結を継続してきているものですので、今回も協定を結んではいかがかというものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 はい、入会実績はないのですけれども、隣県である秋田県とのお付き合いということで、という意味も加味して毎年締結しているごち網の操業入会協定ということになります。まあ内容も例年どおりですので、特に御異議はありませんかね。

一同 (異議なし)

議長 よろしいですかね。では、今年も例年どおり締結したいということで、そのように進めさせていただきたいと思います。ちなみにこのごちの入会協定なのですが、例年山形、秋田、新潟3県での3海区の協議会で新潟県と締結したり、秋田県とは締結の確認をしたりということをするわけですが、去年から山形県が当番県だったのですが、コロナの関係でこの3県の連絡協議会を行わないで終わってしまったのですが、今年は今度秋田が当番県なのですが、今年、この3県の協議会がどうなるという連絡はまだ来ていませんか。

事務局 秋田が今回当番ですが、連絡はまだ来ておりません。

議長 秋田としては感染者が少ない県だから、あまり山形県から来てほしくないという気持ちがあるかもしれませんが、山形県は今日は3人ですので、だいぶよくなったかなという気はしていますけれども。じゃあ、まだ未定なのですね。やらないとは聞いていないですね。

事務局 やらないとは聞いていません。

議長 まあ、7月もなればだいぶ接種も進むので、やるって言いだすのですか。まだ未定ですね。

事務局 はい。

議長 では、今日の予定の議事は第1号議案から第4号議案までは終わりましたけれども、最後にその他ということで、何か委員の皆さんから御報告若しくは御提案というようなことがありましたらお願いしたいと思いますが、何かありますでしょうか。

一同 (特になし)

議長 よろしいですかね。事務局の方から何かありますか。

事務局 次回委員会なのですが、7月を予定しておりまして、具体的には7月21日で実施したいと考えております。正式には後日御案内の方を差し上げたいと思いますが、ご予約の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 時間は1時半からですか。

事務局 はい、1時半から。

議長 一応確認ですが、7月21日次回の第一候補ということなのですが、第二候補はあるのですか。どうしても7月21日ができないというときに、ここという日があれば開けておきたいのですが、あるいは第二第三候補でもいいです。

事務局 時期的なものもあるので、次は13日かなと考えております。

議長 13日の午後ね、はい。

事務局 できるだけ21日でやりたいとは思っております。

議長 13日あたりを第2候補と考えてもいいですか。

事務局 はい。

議長 わかりました。この2つを開けておけば、この2つのどちらかには決まりそうということですね。

事務局 はい。

議長 では皆さん、一応次回の委員会の予定日、第1候補として7月21日水曜日午後1時半、第2候補として7月13日火曜日午後1時半ということになりますので、一応皆さんそのようにご予定していただければありがたいと思います。では、他にはないようですので、本日の委員会、これにて終了したいと思います。県の方にはいろいろお願いしたこともありますので、ぜひとも次回までよい報告をしていただけるよう希望いたします。じゃあ本日はどうも皆さんお疲れ様でした。

上記のとおり第407回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、相違ないことを証明するため記名押印する。

令和3年6月1日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加藤 栄



委 員 佐藤 一道



委 員 佐藤 栄一

